

国家公務の

ベンチマーク制度

が2020年度定期報告より始まります！

2019年5月
資源エネルギー庁

国家公務のベンチマーク制度の概要

- ベンチマーク制度とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の「別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準」に掲げる事業を対象とし、同法に定める**特定事業者（第7条）、特定連鎖化事業者（第18条）及び認定管理統括事業者（第29条）に報告を求める**ものです。
- 本制度は、同じ業種（事業）で共通の指標（ベンチマーク指標）による目標（目指すべき水準）を定めることにより、他事業者との比較による省エネ取組の促進を目的としています。目指すべき水準を達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表※します。
- **対象の事業に供する1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl以上の場合は、省エネ法の定期報告書においてベンチマーク指標の状況について記入いただく必要があります。**

※ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準（抜粋）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
15	国家公務（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類9711、9721又は9731に定める国家公務に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第81号）第2条第2項に規定する庁舎（研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。）で行う事業）	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量（単位 キロリットル）を①と②の合計量（単位 キロリットル）にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 面積（単位 平方メートル）に0.023を乗じた値 ② 職員数（単位 人）に0.191を乗じた値	0.700以下

ベンチマーク制度の
対象事業の詳細は
P 4を参照

ベンチマーク指標の詳細は
P 5～8参照

(参考) ベンチマーク対象業種一覧

2019年4月より国家公務と大学とパチンコホール業が追加され、対象が15業種19分野となりました。

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と 下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.143kℓ/t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と 下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.36kℓ/t以下
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	1.00以上 44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量 (出荷量) 当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ/t以下
4 B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量 (当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和) 当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ/t以下
7	コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/m ² 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事務所において省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地	16.3%以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を当該キャンパスと同じ規模のキャンパスにおける当該事業の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている庁舎における当該事業のエネルギー使用量を当該庁舎と同じ規模、職員数の庁舎における当該事業の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

2019年4月1日 施行

定期報告におけるベンチマーク指標の報告

国家公務のベンチマーク制度の対象となった場合、**2020年度の定期報告より**、ベンチマーク指標の状況を**御報告いただく必要があります**。

● 特定－第6表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
15	国家公務	□. □□□	◇, ◇◇◇
		ベンチマーク指標の 値(実績)を記入する	ベンチマーク指標の対象と なるエネルギー使用量 (実績)を記入する

● 特定－第7表において、ベンチマーク状況に関し、参考となる情報を報告する

ベンチマーク制度の対象事業所は、A庁舎、B庁舎です。
ベンチマークの目指すべき水準との差は、0.700 - □. □□□ = ▲x.xxxx
<未達理由>
目指すべき水準が未達成だった理由は、...

⇒ 報告の手順については、P 5～8を参照

国家公務のベンチマーク制度の対象事業者について


- 日本標準産業分類における国家公務（細分類番号：9711、9721又は9731）に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律に規定する庁舎（研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。）で行う事業のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合はベンチマークの報告が必要となる。

（参考）日本標準産業分類

971	立法機関
9711	立法機関 国会に属する機関であって、本来の立法事務を行う事業所をいう。 ○衆議院；参議院；裁判官弾劾裁判所；裁判官訴追委員会 ×国立国会図書館・分館 [8212]
972	司法機関
9721	司法機関 裁判所に属する機関であって、本来の司法事務を行う事業所をいう。 ○最高裁判所；高等裁判所・支部・部；地方裁判所・支部・部；家庭裁判所・支部・部・出張所；簡易裁判所；検察審査会事務局 ×司法研修所 [8221]；裁判所職員総合研修所 [8221]
973	行政機関
9731	行政機関 中央官庁及びその地方支分部局であって、本来の行政事務を行う事業所をいう。国等の財政を監視する機関を含む。

ベンチマーク指標の値の算出方法について

- 国家公務におけるベンチマーク指標は、当該庁舎における当該事業のエネルギー使用量の実績値を当該庁舎と同じ規模、稼働状況の庁舎の標準的なエネルギー使用量の予測値で除した値



A庁舎の
ベンチマーク指標の値

$$= \frac{\text{A庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値(k l)}}{\text{A庁舎と同じ規模、稼働状況の庁舎の標準的なエネルギー使用量(k l)}} = 0.000$$

※下記の式より標準的な事業所のエネルギー使用量(k l)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

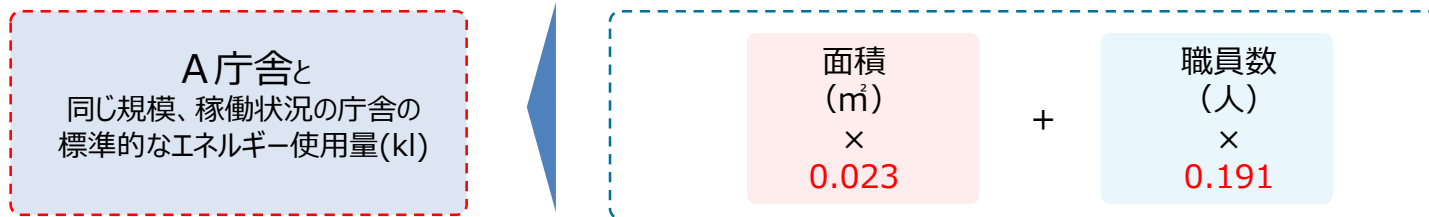
面積
(m²)
×
0.023

+

職員数
(人)
×
0.191

(補足) 標準的なエネルギー使用量の推定について

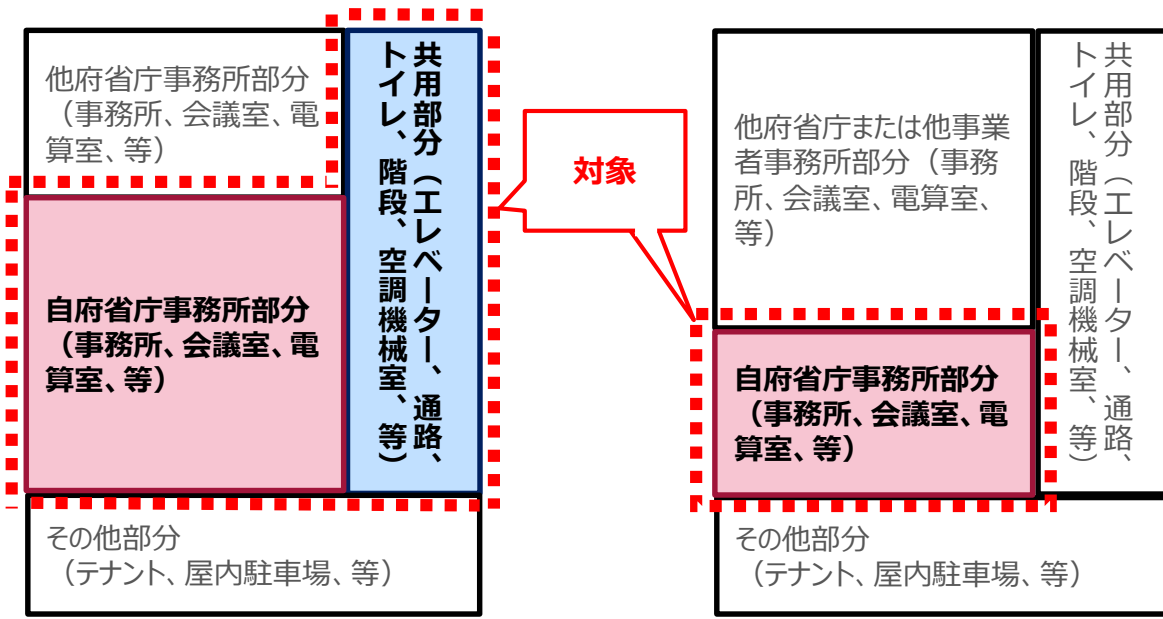
- 当該庁舎と同じ規模、稼働状況の庁舎の標準的なエネルギー使用量を推定する重回帰式について、各説明変数の定義を下記のとおりとする。



エネルギー使用量と面積の算入対象範囲は、事業所の管理形態ごとに以下の赤点線部分とする。

■ 自府省庁が管理官署

■ 他府省庁または他事業者が管理官署



【対象条件】

- ・ 年度内に使用を開始または終了した施設は対象外。

【面積】

- ・ 増改築等により面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末(3月末日)時点の面積。

【職員数】

- ・ 報告年度の年度末(3月末日)時点の職員数。
- ・ 事業所に通年で勤務する自府省庁職員数 (非常勤職員、期間業務職員等を含む)。

ベンチマーク指標の報告手順（1 / 2） 店舗ごとの算出

庁舎ごとにベンチマーク指標の値を算出する。

例) A庁舎とB庁舎のベンチマーク指標の値をそれぞれ計算する

A庁舎のベンチマーク指標の値を算出する

A庁舎のベンチマーク指標の値

$$\frac{\text{A庁舎における当該事業のエネルギー使用量の実績値(kl)}}{\text{面積(m}^2\text{)} \times 0.023 + \text{職員数(人)} \times 0.191} = 0.000$$

B庁舎のベンチマーク指標の値を算出する

B庁舎のベンチマーク指標の値

$$\frac{\text{B庁舎における当該事業のエネルギー使用量の実績値(kl)}}{\text{面積(m}^2\text{)} \times 0.023 + \text{職員数(人)} \times 0.191} = \triangle.\triangle\triangle\triangle$$

ベンチマーク指標の報告手順（2 / 2） 事業者単位での算出

当該庁舎ごとに算出したベンチマーク指標について、庁舎ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均して事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{A庁舎のベンチマーク指標の値} + \text{B庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{B庁舎のベンチマーク指標の値}}{\left(\text{A庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値(kl)} + \text{B庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値(kl)} \right)} = \underline{\underline{\square.\square\square\square}}
 \end{aligned}$$

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
15	国家公務	□. □□□	◇, ◇◇◇

ベンチマーク指標の値（実績）を記入する

ベンチマーク指標の対象となるエネルギー使用量（実績）を記入する

目指すべき水準について

目指すべき水準 0.700以下（上位15%が達成できる水準）

(参考) ベンチマーク制度導入による2つのメリット

メリット①：『事業者クラス分け評価制度』における評価

『事業者クラス分け評価制度』において、ベンチマーク目標※達成事業者は、原単位1%以上の低減を達成していなくても**Sクラス（優秀事業者）へ位置付ける。**

※ ベンチマーク目標（目指すべき水準）

⇒ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

メリット②：省エネ補助金における評価

2016年度にコンビニエンスストア業におけるベンチマーク制度が導入されて以降、評価を導入

ベンチマーク制度導入業種では、**省エネ補助金（注）において有利な評価**を受けられる。（ベンチマーク目標達成有無は問わない）

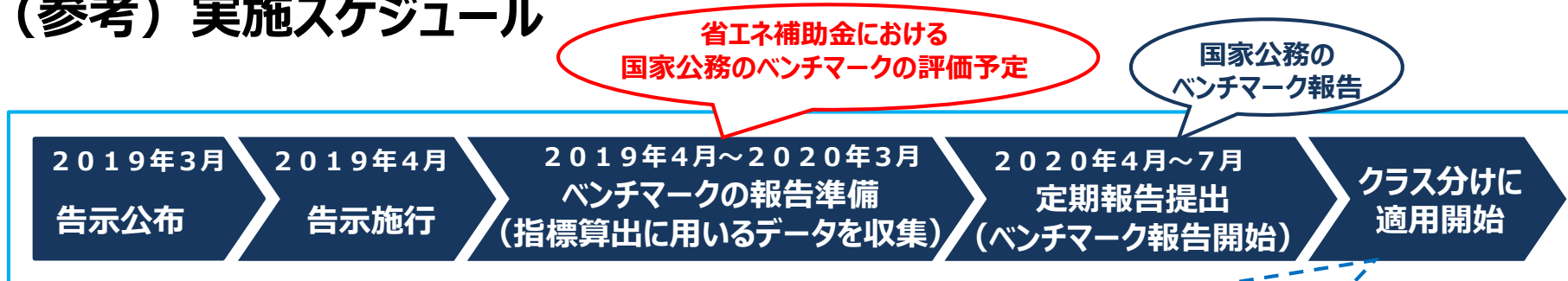
<参考：2018年度の補助金>

省エネ補助金に関する詳細は下記SIIホームページを参照ください。

URL: <https://sii.or.jp/cutback30/overview.html>

（注）現時点の対象は「エネルギー使用合理化等事業者支援事業」です。

(参考) 実施スケジュール



事業者クラス分け評価制度

2016年度よりスタートした事業者クラス分け評価制度において、ベンチマーク達成事業者は、省エネ優良事業者（Sクラス）として位置づけられる。

Sクラス 省エネが優良な事業者	Aクラス 一般的な事業者	Bクラス 省エネが停滞している事業者	Cクラス 注意を要する事業者
<p>【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成</p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 特段なし。</p>	<p>【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加 または、 ②5年間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p>

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。